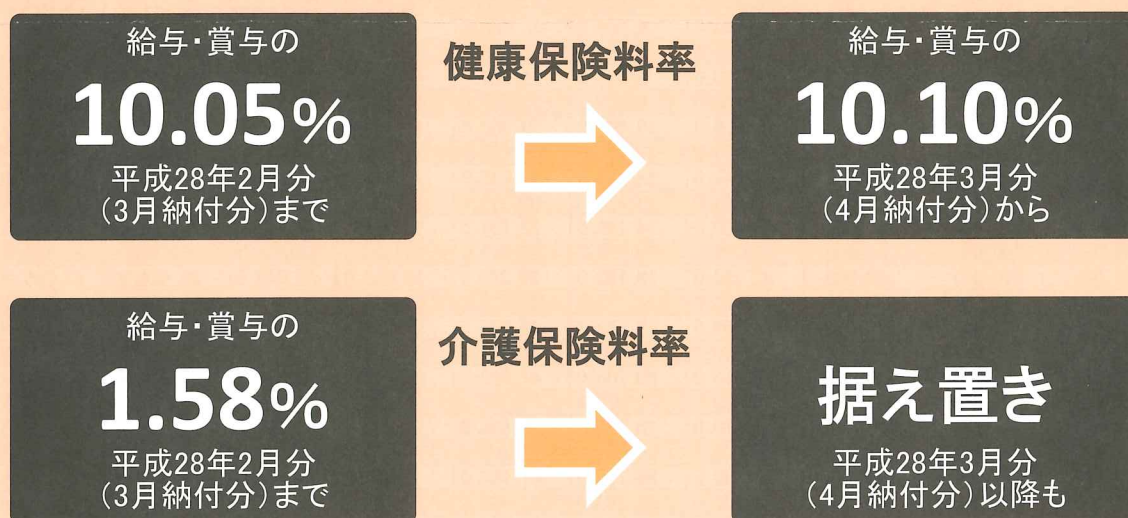


平成28年度(4月納付分～)の 健康保険料率についてお知らせします。

高知支部の健康保険料率は **引上げ** となります。
介護保険料率は変わりません。
皆さまのご理解をお願い申し上げます。



※ 40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。
※ 賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

（保険料額表は裏面をご覧ください）

なお、平成28年度の都道府県ごとの健康保険料率は、支部別に「引上げ」「据え置き」「引下げ」に分かれます。

特定保険料率・ 基本保険料率とは

健康保険料率（10.10%）のうち、6.43%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.67%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

介護保険制度・ 介護保険料とは

介護保険制度は、介護が必要な方を社会全体で支える仕組みであり、公費（税金）や高齢者の介護保険料のほか、40歳から64歳までの健康保険の加入者（介護保険第2号被保険者）の介護保険料（労使折半）等により支えられています。

- ★保険料は、納付期限までに納めていただくようお願いします。
- ★健康保険組合における保険料額等については、ご加入の健康保険組合へお問い合わせください。

加入者の皆さま、お一人おひとりの健康の積み重ねが
保険料率の上昇を抑える大きな力になります。

